

北開局工管第24号-3

令和2年4月21日

一般社団法人北海道電業協会
会長 吉本浩昌 殿

北海道開発局
事業振興部長



土木工事安全施工技術指針の改正について

北海道開発事業の推進につきましては、平素からご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、国土交通省大臣官房技術審議官から、一部改正の通知があったので工事の参考として使用されるようお願い致します。

貴会におかれましても、傘下の会員等に対し周知を図られるようよろしくお取り計らい願います。

<土木工事安全施工技術指針掲載URL>

○国土交通省HP

2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等（6）土木工事安全施工技術指針

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

(発議 工事管理課 技術調整第1係)

- 安衛則等の改定を踏まえ、現行本文に改定が必要な箇所について、改定文を作成
- そのほか、近年の状況を踏まえて記載内容を更新・追記

改定内容の例（改定内容から抜粋）

■安衛則等の改定について

- ① 安衛則に記載していた「安全帯」の表現をそれぞれ、「要求性能墜落制止用器具」に改定
⇒当該指針についても同様の表現を反映
- ② 安衛則36条において、特別教育を必要とする業務に、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業が加えられたことに対応し、下記の内容を当該指針に追記
⇒ 第2章 安全措置一般 第5節 墜落防止の措置 1. 足場通路等からの墜落防止措置 (3)
(追記) 高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所、フルハーネス型の要求性能墜落制止器具を用いて行う作業は、特別教育を受けたものを行うこと。

■そのほか更新・追記内容

- ① 新技術の活用について、当該指針に追記
⇒ 第1章 総則 第1節 総則 1. 目的
(追記) なお、安全施工に当たっては、コストとのバランスにも留意しつつ、新技術の活用を積極的に検討すること。

② 品確法の改正を踏まえた記載内容の改正

⇒ 第1章 総則 第3節 施工計画 1. 施工計画の作成 (1)

(修正) 工程は、工事の実施に必要な準備、後片付け期間まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、工事に従事する者の休日、天候その他やむを得ない理由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を十分考慮して作成すること。

③ その他改正

⇒ 第2章 安全措置一般 第1節 作業環境への配慮 1. 換気の悪い場所等での必要な措置

(追記) 粉じん飛散を防止する措置を講じること。特に、著しく粉じんを発生する場所では、保護具等を使用すること。併せて、現場内の作業環境に配慮した工法の採用に努めること。

※太字が追記・修正箇所